

# 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 31 日（金）第3301号の14



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 訓 令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

## 訓 令

### 鹿児島県訓令第 6 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程（平成19年鹿児島県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 の 項 第 1 号 中「職員安全衛生管理規程（昭和56年鹿児島県訓令第 4 号）第 4 章」を「条例第11条」に改め、「療養休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同項第 2 号 中「遅刻、早退、欠勤若しくは部分休業の取消し」を「介護休暇の取消し、介護時間の取消し、部分休業の取消し若しくは欠勤」に、「9②③」を「12の 4 ②、12の 5 ②」に、「15②」を「17②」に改め、同号備考の欄中「介護休暇」の次に「の承認」を加え、同項第12号中「部分休業一部取消報告書」の次に「、介護休暇一部取消報告書若しくは介護時間一部取消報告書」を加え、「22①ⅢⅣⅤⅥ」を「22①ⅡⅢⅣⅤ」に改める。

別表第 4 総務企画部の表17の項第 1 号を次のように改める。

(1) 国立公園事業の一部執行に係る環境大臣への協議の申出又は認可の申請の経由（法10②③，政令附則⑥ⅠⅡ）	大島支庁			○				
--	------	--	--	---	--	--	--	--

別表第 4 総務企画部の表17の項第10号中「徴収」の次に「若しくは環境大臣への報告の経由」を加え、「立入検査等」を「立入検査」に改め、「35①②」の次に「、政令附則⑥Ⅷ」を加え、同号備考の欄中「第 3 号，第 7 号及び前号に掲げる事務に係るものに限る。」を削り、同号を同項第16号とし、同項第 9 号 中「国定公園」を「国立公園」に改め、同号を同項第15号とし、同項第 8 号を同項第14号とし、同項第 7 号 中「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「33①②」の次に「、政令附則⑥Ⅶ」を加え、同号を同項第13号とし、同項第 6 号 中「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「20⑧」の次に「、政令附則⑥Ⅶ」を加え、同号を同項第12号とし、同項第 5 号 中「特別地域等内において」を削り、「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「22⑦」の次に「、政令附則⑥Ⅶ」を加え、同号を同項第11号とし、同項第 4 号 中「処理」の次に「又は環境大臣への届出の経由」を、「22⑥」の次に「、政令附則⑥Ⅶ」を加え、同号を同項第10号とし、同項第 3 号 中「特別地域等内」を「国立公園の特別地域（特別保護地区を除く。）及び海域公園地区内」に改め、「許可」の次に「又は環

境大臣への許可の申請の経由」を、「22③」の次に「32, 政令附則⑥Ⅵ」を加え、同備考の欄中「注1」を削り、同号を同項第9号とし、同項第2号中「国定公園事業」を「国立公園事業」に、「報告の徴収又は立入検査等の実施」を「環境大臣への報告の経由」に改め、「17①」の次に「政令附則⑥Ⅴ」を加え、同号を同項第8号とし、同項第1号の次に次の6号を加える。

(2) 国立公園事業者の氏名等の変更に係る環境大臣への協議の申出又は認可の申請の経由（法10⑥, 政令附則⑥ⅠⅡ）	大島支庁			○			
(3) 国立公園事業に係る軽微な変更の環境大臣への届出の経由（法10⑨, 政令附則⑥Ⅲ）	大島支庁			○			
(4) 国立公園事業者である法人の合併又は分割による承継に係る環境大臣への協議の申出又は承認の申請の経由（法12①, 政令附則⑥Ⅳ）	大島支庁			○			
(5) 国立公園事業者の死亡による場合における地位の承継の環境大臣への承認の申請の経由（法12②, 政令附則⑥Ⅳ）	大島支庁			○			
(6) 国立公園事業の休止又は廃止の環境大臣への届出の経由（法13, 政令附則⑥Ⅲ）	大島支庁			○			
(7) 国立公園事業の認可の失効の環境大臣への届出の経由（法14②, 政令附則⑥Ⅲ）	大島支庁			○			

別表第4総務企画部の表19の項中「93①②, 政令11①Ⅳ③⑤⑥」を「93①, 政令11①Ⅳ②Ⅵ③④⑤⑥」に改め、同表中26の項を削り、27の項を26の項とし、同表28の項備考の欄中「注2」を「注1」に、「注3」を「注2」に改め、同項を同表27の項とし、同表29の項から31の項までを1項ずつ繰り上げ、同表注1を削り、同表注2を同表注1とし、同表注3を同表注2とする。

別表第4保健福祉環境部の表6の項第5号中「14の2①②」を「14の2①②③」に改め、同項第6号中「14の2③」を「14の2④」に改め、同項第8号中「23③⑤」を「23②④」に改め、同表27の項に次の1号を加える。

(41) 市町村に対する保育の実施に関する技術的助言等の実施（地方自治法245の4）	振興局			○				
--	-----	--	--	---	--	--	--	--

別表第4保健福祉環境部の表31の項事務の種類のカラム「規則」の次に「、鹿児島県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年6月1日制定）を「要綱」を加え、同項に次の2号を加える。

(15) 対象講座の指定の可否の決定及びその通知（要綱5③④）	振興局			○		○	事務所長	
(16) 給付金の支給の可否の決定及びその通知（要綱6⑤⑥）	振興局			○		○	事務所長	

別表第4保健福祉環境部の表中33の項を35の項とし、32の項の次に次の2項を加える。

33 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 幼保連携型認定こども園の設置者又は園長に対する報告の徴収等（法19①）	振興局			○			
	(2) 認定こども園の設置者からの報告の処理（法30①）	振興局			○			
34 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 小学校就学前子ども又は小学校就学前子どもの保護者等に対する報告又は文書その他の物件の提出等の命令等（法15①）	振興局			○			
	(2) 教育・保育を行った者等に対する報告又は帳簿書類等の提出等の命令等（法15②）	振興局			○			
	(3) 特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する報告又は帳簿書	振興局			○			

	類等の提出等の命令及び立入検査等の実施等（法56④）								
--	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第4農林水産部の表2の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「38」を「31」に改め、同号を同項第2号とし、同表10の項第4号中「清算終了届出」を「清算終了の届出」に、「73の10」を「〔64の2、64の3③〕、73の10、80〔73の10〕」に改め、同項第5号中「理事が」を「法人の理事が」に、「仮理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に改め、同項第11号中「農事組合法人」を「法人」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 法人の監事からの報告の処理（法72の24Ⅲ）	振興局			○				
(7) 法人の清算等に関する裁判所への意見の申述及び報告（法72の43③④）	振興局		○					

別表第4農林水産部の表11の項を削り、同表12の項事務の種類欄及び事項欄を次のように改め、同項を同表11の項とする。

12 食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に関する事務のうち品質表示の適正化に関する事務 この項中食品表示法を「法」、食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）を「政令」という。	食品関連事業者等からの報告の徴収及び立入検査等の実施（法8①②、政令5①ⅡⅢⅣ、6①ⅢⅣⅤ）
--	--

別表第4農林水産部の表中13の項を12の項とし、14の項から53の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次の1項を加える。

53 災害対策基本法	(1) 災害時における車両の移動等の命	振興局 (始良)		○			○	事務所 長（瀬
------------	---------------------	-------------	--	---	--	--	---	------------

(昭和36年法律第223号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	令及び自ら行う措置の決定等(法76の6①③)	・伊佐地域振興局を除く。						戸内事務所長及び徳之島事務所長を除く。
	(2) 災害時における他人の土地の一時使用等(法76の6④)	振興局(始良・伊佐地域振興局を除く。)			○		○	事務所長(瀬戸内事務所長及び徳之島事務所長を除く。)

別表第4建設部の表1の項事務の種類欄中「昭和32年法律第161号。」を削り、同項第1号中「22③」の次に「, 32」を加え、同項第4号中「立入検査等」を「立入検査」に改め、同表10の項事務の種類欄中「昭和36年法律第223号。」を削り、同表12の項第1号中「水位情報」を「洪水及び高潮に係る水位情報」に、「13の2」を「13の3, 13の4」に改め、同表中31の項を削り、32の項を31の項とし、同表33の項事務の種類欄を次のように改める。

33 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行に関する事務  
 この項中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を「法」、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)

を「省令」  
という。

別表第 4 建設部の表33の項中第 8 号を第19号とし、第 1 号から第 7 号までを11号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号から第11号までとして次の11号を加える。

(1) 建築主等に対する建築物に係る指導及び助言 (法 8)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
(2) 建築主に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び結果の通知 (法12①②③④⑤)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
(3) 国等の機関の長に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び結果の通知 (法13②③④⑤⑥)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
(4) 建築主に対する特定建築物に係る基準適合命令 (法 14①)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
(5) 国等の機関の長に対する特定建築物に係る基準適合要請 (法14②)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
(6) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者に対する提出に係る計画に係る指示及び命令 (法16①②)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
(7) 国等の機関の長に対する通知に係る計画に係る協議の要求 (法16③)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
(8) 特定建築物に係る報告の徴収及び立入検査 (法17①)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
(9) 建築主からの建築物の建築に関する届出の処理並びに届出に係る計画	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長

に係る指示及び命令 (法19, 法附則 3 ②③④)						務所長	
(10) 国等の機関の長からの建築物の建築に関する通知の処理及び通知に係る計画に係る協議の要求 (法20②③, 法附則 3 ⑦⑧)	振興局			○		○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
(11) 建築物に係る報告の徴収及び立入検査 (法21①, 法附則 3 ⑨)	振興局			○		○	屋久島事務所長 徳之島事務所長

別表第 4 建設部の表33の項に次の 1 号を加え, 同項を同表32の項とする。

(20) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付 (省令11, 29)	振興局			○		○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
--	-----	--	--	---	--	---	-----------------

別表第 4 建設部の表中34の項を33の項とし, 35の項から38の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は, 平成29年 4 月 1 日から施行する。